

〔教育実践研究〕

高齢者看護学実習における看護倫理上の課題に取り組むための教育方法の検討

坪井 桂子

Examination of the Education Method to Wrestle with a Problem of the Nursing Ethics
in the Gerontological Nursing Practice

Keiko Tsuboi

I. はじめに

倫理とは正しい意思決定あるいは最善の意思決定を下すための系統的かつ思慮深い思考過程をたどる配慮¹⁾であり、看護倫理は、看護実践において基盤となる能力である。したがって、倫理に適った看護を実践していくためには、倫理上の価値や対立を判断できる倫理的感受性²⁾を高めること、課題に取り組むことが必要となる。また、看護実践を行う上で、判断や行動の規範となったり、方向性を示すものとして、倫理原則（善行と無害、正義、自律、誠実、忠誠）³⁾が示されている。具体的には、国際看護師協会（International Council of Nurses : ICN）と日本看護協会は看護者の倫理綱領⁴⁾を示し、看護職にはその遵守を求めている。

看護職が実践を行う中で、様々な倫理上の課題について、ジレンマを感じたり、悩み対処している実態が報告⁵⁾されている。高齢者看護領域においては、高齢者の尊厳や権利が侵害されやすい状況にあることが報告⁶⁾されている。そして、高齢者ケアにおける倫理上の課題として、高齢者ケアに携わる看護職個々が高齢者の意思の尊重という重大性をどのように認識しているか、専門職としての意識の欠如、人権尊重とその実現への教育や対象への働きかけの振り返りの不足が指摘⁷⁾されている。例えば、介護保険施設に入所している高齢者の終末期の意思決定について、本人よりも家族を中心に意思決定が行われているといった実態調査⁸⁾がある。これは家族に限った問題ではなく、施設に入所している高齢者の場合は日々のケアの中で意思決定を家族に代わって看

護職・介護職が行うことも少なくない。この意思決定を高齢者本人ではなく他者が行うこと的前提には、入所者である高齢者は認知機能の低下や意識障害などのため意思決定を自分で行うことが難しいとケア提供者が判断していることが推察される。すなわち、高齢者の意思の尊重の重大性について十分に認識された上で実践されているとはいえない状況にある。その一方で、認知症を有する人が自身の意思を表明し、自己決定できる能力を持っていることが本人の発言から示されている⁹⁾。これらのことは、認知症高齢者は、認知症のレベルに応じてケアする側が十分な説明や配慮をし援助を行うことによって意思決定が可能になることを示唆するものである。したがって、高齢者が意思決定できない人としてみなされ、他者が意思決定している現状に対して、看護職は、高齢者の自律や尊厳を擁護していく責任があり、倫理的基盤に則った看護を実践していくためには、高い倫理的感受性が求められると考える。

看護職は、看護基礎教育課程において倫理的基盤に則った能力を修得し、卒業後はその能力を生涯にわたり発展させていくことが求められている。高齢者看護領域における倫理については、高齢者看護学実習における学生の看護ジレンマの対処過程と教育的対応を分析した報告¹⁰⁾、学生が倫理的に疑問を感じた場面の背景要因と対応を分析した報告¹¹⁾がある。しかしながら、これらの報告は学生の記述した記録を基にした報告であり、教員自身がどのような対応によって倫理的課題に対する教育を行ったかについての報告はこれまでのところみあた

らない。

看護学実習は、個々の学生の状況や受けもち対象者の状況に応じた個別指導が中心の教授活動である。したがって、その個別指導の内容を検討することは、高齢者看護領域における看護倫理上の課題に取り組むための実習指導のあり方を検討することに繋がるものと考えられる。そして、看護職として高めていく必要がある倫理的感受性をどのように育成していくかということが明らかになるだけでなく、看護学領域に共通した示唆が得られるものと考えられる。

本研究の目的は、高齢者看護学実習における看護倫理上の課題に取り組むためのより効果的な教育の方法を検討することである。

II. 研究方法

1. 高齢者看護学実習の概要

高齢者看護学実習は、3年次の領域別実習として、成人看護学実習、労働の場における実習、実践と理論の統合とともに成熟期看護学実習の一部に位置づけられている。成熟期看護学実習の目的は、「さまざまな健康状態で生活を営んでいる成熟期の人々への看護実践を通じて、成熟期看護のあり方について理解を深める」である。

高齢者看護学実習は、高齢者ケア施設において実施している。実習の展開は、学生は4～5名を1グループ単位とし、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のいずれかで11日間実習を行なう。このうち、特別養護老人ホームは他の2施設に比べて看護職の配置人数が入所者100名に対して3名以上と最も少ない。そのため実習指導の際に教員は看護職のみならず直接関与する介護職とも調整を要することが多いといった特徴を持つ。

高齢者看護学実習では、対象者1名を受けもち、包括的なアセスメントを実施し、看護計画を立案し、看護援助を実施・評価している。毎日のカンファレンス、実習期間の半ばに対象者の理解と看護ケアが必要な状態を見出し、援助の方向性を明らかにするための中間カンファレンスを実施している。そして、最終日には実施した看護援助を評価し、実習における学びを討議する最終カンファレンスを実施している。実習終了後には、教員は学生の個別面接を実施し、学習課題の達成状況を確認

している。また、実践と理論の統合として、2グループの学生間で学びの共有を4日間実施している。

このように、教員は、臨地実習では、実習指導者と連携し、講義や会議以外はほぼ毎日臨地で実習指導を行っている。また、学内の実践と理論の統合においては、グループワークによる学習を促進するように複数の教員が関わり指導をしている。

2. データ収集方法

本研究の対象は、高齢者看護学実習において筆者が実習指導を行った学生2名の事例である。事例選択の基準は、筆者が実習指導を行う中で倫理的課題に取り組む必要性を感じ、一連の指導を行ったものとした。

データ源は筆者の実習指導時のメモ・記録、学生の書いた実習記録である。これらの記録のうち、看護倫理上の課題に関する内容を取り出し、分析データとした。

3. 事例の概要：学生・実習施設・受けもち対象者の概要について

2事例の概要について、学生、実習施設、受けもち対象者を表1に示した。学生は、事例1、2とも成熟期看護学実習において前半に成人看護学実習を一般病院で行い、高齢者看護学実習は、特別養護老人ホームで行っている。実習施設の概要として、事例1は、入所者定員は70名、看護師5名であり、事例2は、入所者定員は100名、看護師3名、准看護師5名、保健師1名で構成されている。

4. 分析方法

各事例ごとに、図1に示す方法で分析した。

①記録より、看護倫理上の課題に関する実習の状況を整理した。

②看護倫理上の課題に関する実習の状況より、倫理原則¹²⁾を参考に筆者が捉えた看護倫理上の課題と実習指導上の課題を導いた。

③看護倫理上の課題および実習指導上の課題について筆者が実施した看護倫理上の課題への取り組みに向けた実習指導内容をその内容を示す項目ごとに整理した。次に、実習後に教員による実習施設への働きかけが必要な内容を整理した。

④①～③を基に、高齢者看護学実習における2つの事例に共通した看護倫理上の課題とその課題が生じた要因および看護倫理上の課題に取り組むために必要な実習指

表1 2事例の概要

	事例1の概要	事例2の概要
1. 学生の概要	3年次の4～11月までほぼ年間を通じて行なう領域別実習の中間の時期にあたる7月に実習に行っている。高齢者看護学実習の前には、育成期看護学（小児、母性、学校保健）実習を経験している。成熟期看護学実習においては、前半に成人看護学実習を一般病院で行い、高齢者看護学実習を開始している。	3年次の4～11月までほぼ年間を通じて行なう領域別実習の1クール目の成熟期看護学実習において前半に成人看護学実習を一般病院で行い、高齢者看護学実習を開始している。
2. 実習施設の概要	設置主体は社会福祉法人の特別養護老人ホームである。入所者定員は70名、平均年齢は84.9歳、性別は男性16名、女性55名、平均介護度は、3.8である。職員構成は、施設長1名、看護師5名、介護職38名、生活相談員1名などである。	設置主体は、社会福祉法人の特別養護老人ホームである。入所者定員は100名（従来型50名、ショートステイ20名、ユニット型30名）、平均年齢は84.3歳、平均介護度は3.14である。職員構成は、施設長1名、看護師3名、准看護師5名、保健師1名、介護福祉士10名、介護職25名、生活相談員1名、理学療法士1名などである。
3. 受けもち対象者の概要	90歳代の女性Aさん、10数年前より当該施設に入所し個室で生活している。認知機能の障害はないが、心不全、脳血管障害などの既往がある。感染症による入院を繰り返し、その度にADLが低下し、ユニット ^註 内のトイレへの移動時に足踵骨の骨折をしている。Aさんが最も望んでいる生活上のケアニーズは入院前と同じようにユニット内のトイレに行くことである。学生の受けもち時のAさんのADLの状態は、食事や入浴は上肢の筋力低下により一部介助が必要である。排泄は失禁を心配しているため紙オムツを着用している。特に、入浴時に便失禁をすることを恐れており、強い希望で浣腸により事前に排泄を済ませている。移動は、起き上がり車椅子への移動の際に介助が必要である。骨折部位は治癒しており、100%の荷重を許可されているが、看護職は再骨折を心配し、負荷をかけないように指導している。	80歳代の女性Bさん。アルツハイマー型の認知症と診断されているが、幻視やREM睡眠障害の状態からレビー小体型認知症である可能性が高い。実習開始の1週間前に風邪をひき、治癒傾向にあったが、咳と微熱が続いていた。転倒や転落を繰り返し、骨折の危険性が高いため、夜間はベッドサイドにセンサーが設置され、日中は歩行できないようにテーブルを椅子につけて抑制されている。何もすることがないと立ち上がるため、気を紛らわせるために新聞の広告を見るように渡されているが長くは続かず、時々立ち上がろうとして介護職に制止されていた。一代で家業を起し、発展させている。学生の受けもち時のBさんのADLの状態は、食事は自立し、入浴は一部介助、排泄は尿意や便意はあり、伝えることができるが、トイレであることを認識できなかったり、脱衣し便座に座る動作を忘れることがある。移動は介助があれば歩行できる。Bさんが最も望んでいる生活上のケアニーズは幻視による恐ろしいという思いを抱くことなく安心して過ごすことである。

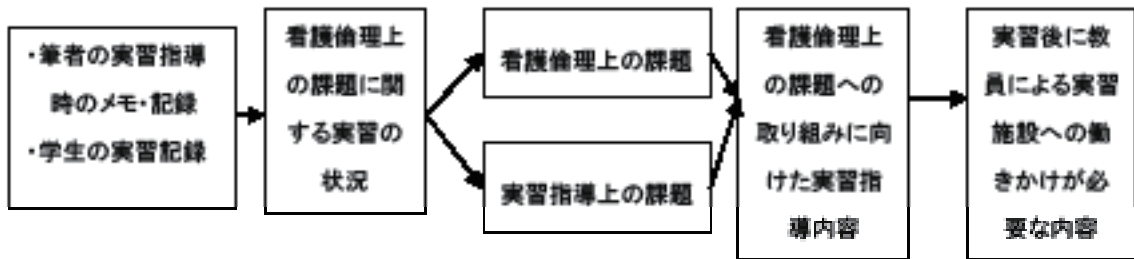


図1 分析方法

導について考察した。

5. 倫理的配慮

学生および施設の実習指導者には筆者の担当した学生の実習指導内容を倫理的な視点から検討するために分析し報告すること、筆者の指導内容を中心にまとめるが、その際に個人や施設が特定できないように配慮すること、学生には成績に影響しないことを説明し、同意を得た。受けもち対象者については、学生が実習担当となることについて書面で同意は得ているが、本研究に用いることに直接同意は得ていないため、個人が特定されないように情報を最小限にとどめて記述するようにした。ま

た、分析および報告は当該学生の実習成績が認定された後に行った。

III. 結果

1. 事例1について

1) 看護倫理上の課題に関する実習の状況

看護実践上生じた倫理上の課題のうち、優先的に取り組む必要のある課題として、排泄に関するケアについて、以下に示す。Aさんのケアニーズを充たすためには、排泄毎にベッドから車椅子への移動とトイレへの移動を介助する必要があった。介護職はAさんに対し、介護職

の人手が不足しているため、おむつ交換の時間以外にはおむつの中に排泄をするように説明していた。しかし、ケアプランには「排泄の自立を目指した援助を行う」ことが第一に挙げられていた。学生はケアプランが実施されていないことに問題を感じていた。この施設では、移動介助は転倒や転落の危険性を伴うことから、学生1人での実施は許可されていなかった。学生は、車椅子からポータブルトイレへの移動と排泄に関連した援助を介護職に依頼するという制約の中で実習をしなくてはならない状況にあった。その中で、計画を立案すべきかどうか迷いながらも排泄の自立を目指した看護計画（ユニット²⁾内のトイレへの移動）を立案した。

看護職からは学生の看護計画に理解できるが、直接ケアをする介護職の人数が不足した状況であり、学生の立てた計画は介護職の協力が得られないので、計画を変更するように助言があった。そこで、教員は、利用者のケアニーズを叶えるための適切な方法を学生と看護職や介護職が話し合う機会を設定するように実習指導者に依頼した。

そして、その話し合いの結果、排泄の自立を目指す援助を実施することが目標として決定された。生活の中でリハビリを実施し、筋力の向上をはかるが、排泄毎のユニット内のトイレへの移動は下肢の支持力が安定していないことや骨折部位の負荷も大きいため、1日1度のみポータブルトイレに移動することとなった。学生は、話し合いの経過や結果をAさんに伝え、ケアを実施していった。その結果、ポータブルトイレに移動することでAさんは満足感を得ることとなり、実習最終日に学生はAさんから「1日に1回行けるようになっただけでも十分だよ」と言われた。学生は実施したケアがAさんにとってケアニーズを充足しようとしたことで意欲を支えるケアとなったと評価し、ケアの継続を看護職と介護職に依頼し、実習を終了した。看護倫理上の課題への取り組みについて、学生の受けとめは、「最初は自分の受けもち対象者のことをカンファレンスで取り上げ皆で考えてもらうことや看護職や介護職への働きかけに申し訳ない気がして抵抗があったが、実習を終えて、ケアを行う上で必要なことだとわかった」であった。

2) 看護倫理上の課題

(1) 個別ケアの実践手法であるユニットケアの体制が

とられている中で定時のおむつ交換が行なわれるといった看護職・介護職の都合に合わせたユニットケア導入前に主流であった集団的ケアが提供されており、個別の状態に合わせた援助が行われていない。

(2) 利用者のユニット内のトイレに行きたいというケアニーズよりも看護職・介護職の都合を優先したケアが行なわれている。

(3) 利用者のADL、ケアニーズに応じたケアが実施されないことによって、生活機能の低下をきたす可能性が高く、利用者にとっては不利益な状態にある。

(4) 看護職は利用者のケアニーズに気づいているが、介護職の欠員のためケアプランが実施されておらず、看護職として倫理上の課題に対する取り組みがなされていない。

3) 実習指導上の課題

(1) 学生が倫理的ジレンマに陥っているため倫理上の課題に取り組むための具体的な取り組み方法を考え、実践を通じた指導が必要である。

(2) 看護職は倫理的課題に気づきながらも取り組みを行っていないので、教員が学生への指導の中で、倫理的課題への取り組み方を学ぶ機会となるようにする必要がある。

4) 看護倫理上の課題への取り組みに向けた実習指導内容

(1) 看護倫理上の課題に関連した情報の収集と状況の把握と確認

学生は、ケアプランと実際の援助内容の違いに気づき、受けもち当初、実施されているケアの理由が看護職・介護職の都合によるものであることを知った。教員は、看護職や介護職から、入院前の生活機能について情報を得るとともに、利用者から話を聴き、ケアニーズを確認した上で倫理上の課題が生じている状況を把握した。さらに、教員は、看護職に利用者の身体状況の変化やそれに伴うケアニーズやケアプランの実施状況を学生と一緒に確認した。

(2) カンファレンスによる看護倫理上の課題の整理

カンファレンスを同じグループの学生と行い、実習の中で学生の感じた倫理的ジレンマや考えの表出を促し、倫理上の課題に取り組む必要性と意義を認識できるようにした。看護倫理上の課題が生じている背景や影響要因

とともに考えるように助言し、看護倫理上の課題を整理した。

(3) 学生の倫理的ジレンマの解決のために対立要因を明確化するための助言

学生は、高齢者のケアニーズを充たしたいという思いと学生の立場では利用者のケアニーズを充たすためのケアの実践について許可が得られず、自分にはケアができないという倫理的ジレンマに陥っていた。教員は、倫理的ジレンマを感じている気持ちを率直に言語化することに価値があることを伝え、対立する要因（看護職・介護職の働くケア環境、職員配置、従来型の特別養護老人ホームで集団的ケアを基本としているケアの提供体制など）を明確にするように助言した。教員は、価値が対立する中で学生の価値を確認し、看護職・介護職間の価値の対立の事実を客観的に受けとめるように助言し、Aさんのケアニーズを充たすための援助について具体的な看護計画と実施に伴うリスクを学生と考えた。

(4) 看護倫理上の課題への取り組みに向けたケアに学生が参画できるよう調整

教員は、倫理上の課題に取り組む際には、看護職、介護職に相談し、職員間だけで援助方針が決定されないように、決定のプロセスに学生が参加できるように依頼した。関係職種と学生によるカンファレンスが実施され、1日1度のみポータブルトイレに移動するという援助方針が決定された。教員は、決定された方針を基に排泄の援助方法を計画することと利用者に1日1度はポータブルトイレに移動できることを説明し、同意を得た上で行うように学生に助言した。

(5) 他の学生と学びを共有できるようにカンファレンスを実施

学生は、一連のケアを通じて学んだことをカンファレンスで報告し、看護職・介護職にケアの継続を依頼し実習を終えた。教員は、学生と面接を行い、経過を客観的に記録できるように助言し、他の学生も交え、カンファレンスを行い、学習内容を共有するようにした。

5) 実習後に教員による実習施設への働きかけが必要な内容

施設において看護倫理上の課題への取り組み状況、およびケアの継続を確認するとともに、施設の看護職・介護職の倫理的感受性を高める支援を行なう。

2. 事例2について

1) 看護倫理上の課題に関する実習の状況

看護倫理上の課題のうち、優先的に取り組む必要がある課題として、「対象者の安心して過ごしたいという意思が尊重されず、看護職・介護職の都合でケアが行われていること」が挙げられる。介護職はBさんの隣に座り、介護記録を書いている。Bさんは、自分の思いどおりに動けず、「恐ろしい」「もう死にたい」などの不安を訴えていた。学生は実習初日に、看護職より個別に関わることでBさんの持っている力を引き出すことができると思うが看護職・介護職はそのことができているので学生の実習に期待していると説明を受けた。学生は何か不安そうなBさんの様子が気になり、受けもつこととなった。受けもちを決めた理由は、Bさんの不安は何なのか、歩きたいと思っているようであるが、歩くことができるのに抑制されているのは何故か、考えたいということであった。

学生はBさんの幻視による不安から解放され安心して過ごせるケアとして、若い頃より和裁に励み、表彰を受けるほどの腕を持つ生活史を活かしたアクティビティケアを実施しようと考え、計画した。初めは、刺し子や小さな布の縫い物を試みたが、かつて作っていたものとは生地が違うためか、混乱しているようであった。そこで、教員は家族の協力を得て、Bさんの店を学生と訪ね、布を数種類と綿、昔使っていた縫い針や眼鏡などを借りてきた。学生はそれらを使用し、座布団の綿を入れる作業を日中に行なうことを計画し、実施した。Bさんは、最初は「できない」と言っていたが、綿を渡すと自分で綿を伸ばし詰める作業をどんどん進め、隣にいる学生に「ここはこうやるんだよ」と手順を教える姿がみられ始めた。Bさんの様子を見て他の入所者は、学生に「このおばあさんにはできんと思うよ。ここ（頭を指しながら）がぼけているんだから」と言っていた。しかしながら、Bさんは1時間ほど集中して座布団を完成させることができた。Bさんの様子に先の入所者や看護職も驚き、Bさんに向かって「すごいね」と言った。Bさんには誇らしそうなこれまでにない満足そうな笑顔がみられた。看護倫理上の課題への取り組みについて、実習終了後の学生の受けとめは、「適確なアセスメントをして、状態に合ったケアを提供することが重要だと学んだ。

介護職に働きかけて理解と協力を得てケアを実践する必要がある」であった。

2) 看護倫理上の課題

(1) 利用者個別のケアニーズを充たす援助（生活史をふまえたケアの実施、歩きたいというケアニーズを充たすための安全な援助の実施、幻視による不安の軽減など）がなされていない。

(2) 骨折を予防するという援助の具体策として、認知症があるので安静を守ることの理解が得られない、認知症が進んでいるのでアクティビティケアはできないだろうと判断され、短絡的に抑制が行われている。

(3) 適切なケアが実施されないことによって、生活機能の低下をきたす可能性が高く、利用者にとってはさらに不利益な状態となる可能性が高い。

3) 実習指導上の課題

(1) 学生が倫理上の課題に気づいていないので気づくような働きかけが必要である。

(2) 安心した生活を過ごすために、生活史を活かしたケアを実践するには、家族の協力が必要であり、その連絡・調整を実習指導者と連携して行なう必要がある。

(3) 施設の看護職・介護職は倫理上の課題に気づいていないため、看護倫理上の課題への取り組みに必要な実践は、教員がモデルを示し行なう必要がある。

4) 看護倫理上の課題への取り組みに向けた実習指導内容

(1) 看護倫理上の課題に関する情報の収集と状態の把握から看護計画の立案への助言

学生は、咳や微熱による身体的苦痛に対して、バイタルサインのチェックや呼吸状態を観察し、吸入や体温調節を行なう中で、転倒予防を理由に利用者が抑制されている（不安を訴えていることに対して、ケアが実施されておらず、介護職は隣の椅子に座り、記録を書いている）ことに違和感を感じていた。学生は、看護職や介護職から実施されているケアは利用者にとってベストな方法ではないが、他に方法を見い出せないという理由で行われていると説明された。教員は、このことは看護職・介護職の都合に合わせたものであるため、取り組みが必要な課題であると捉え、学生に倫理上の課題への取り組み方を考えるように促した。また、情報を整理し、看護援助が必要な状態を再考し、計画を立案するように助言した。

(2) 看護倫理上の課題と学生が感じている倫理的ジレンマの把握

教員は、看護職・介護職に生活機能やケアプランの実施状況を確認し、学生と一緒に利用者のケアをしながら看護倫理上の課題を把握した。教員は、Bさんが個別のケアニーズを充たされていないことや歩行を抑制され不安がさらに増強する状況にある中で学生が倫理的ジレンマに悩んでいることを把握した。

(3) カンファレンスによる看護倫理上の課題の整理

教員は学生の感じている倫理的ジレンマの内容を看護職に相談し、学生、看護職とカンファレンスを行い、看護倫理上の課題を整理する機会をつくるようにした。

(4) 看護倫理上の課題への取り組みに向けたケアの計画立案と実施

看護職と学生が行ったカンファレンスの結果、幻視に対する不安については今日の前にあることを伝えるといった現実の世界に戻れるようなケアを行うこと、抑制は行わず歩行については見守りを行うこと、生活史をふまえたアクティビティケアとして座布団作りをすることを決定した。家族にも伝え、協力を得ることができ、学生は援助計画を立案し、利用者や家族に説明し、許可を得て実施した。学生は、最終カンファレンスで実施した看護の評価や学んだことを報告し、看護職・介護職にはケアの継続を依頼した。家族にはケアへの協力に対するお礼とBさんの様子を手紙で伝え、実習を終えた。

5) 実習後に教員による実習施設への働きかけが必要な内容

看護倫理上の課題への取り組みに向けて実施したケアのその後の継続の状況を確認し、看護倫理上の課題が取り組みによって解決に至っているのか否かを把握し、継続していなければその要因を検討し、方策を一緒に考える。

3. 2 事例に共通する看護倫理上の課題

2つの事例の看護倫理上の課題と課題への取り組みに向けた指導内容を整理した結果、共通した看護倫理上の課題として、以下の内容が挙げられた。なお、文中の「 」は事例ごとの看護倫理上の課題を『 』は2つの事例の共通した課題を表わすこととする。

まずは、事例1の看護倫理上の課題の(1)「個別ケアの実践手法であるユニットケアの体制がとられている

中で定時のおむつ交換が行なわれるといった看護職・介護職の都合に合わせたユニットケア導入前に主流であった集団的ケアが提供されており、個別の状態に合わせた援助が行われていない」、(2)「利用者のユニット内のトイレに行きたいというケアニーズよりも看護職・介護職の都合を優先したケアが行なわれている」、事例2の(1)「利用者個別のケアニーズを充たす援助(生活史をふまえたケアの実施、歩きたいというケアニーズを充たすための安全な援助の実施、幻視による不安の軽減など)がなされていない」に挙げられるように、『利用者の意向・意思が尊重されておらず、個別の状態やケアニーズを充たす援助が行われていないこと』が挙げられた。

次に、事例1の(3)「利用者のADL、ケアニーズに応じたケアが実施されないことによって、生活機能の低下をきたす可能性が高く、利用者にとっては不利益な状態にある」、事例2の(2)「骨折を予防するという援助の具体策として、認知症があるので安静を守ることの理解が得られない、認知症が進んでいるのでアクティビティケアはできないだろうと判断され、短絡的に抑制が行われている」、(3)「適切なケアが実施されないことによって、生活機能の低下をきたす可能性が高く、利用者にとっては不利益な状態にある」に示されるように、『適切なケアが実施されていないことによって、高齢者の生活機能が低下する可能性が高いこと』が挙げられた。

4. 2 事例に共通する実習指導上の課題

事例1の(1)「学生が倫理的ジレンマに陥っているため倫理上の課題に取り組むための具体的な取り組み方法を考え、実践を通じた指導が必要である」、事例2の(1)「学生が倫理上の課題に気づいていないので気づくような働きかけが必要である」、(2)「安心した生活を過ごすために、生活史を活かしたケアを実践するには、家族の協力が必要であり、その連絡・調整を実習指導者と連携して行なう必要がある」に示されるように『学生の倫理的課題に関する学習状況に応じた実習指導を実習指導者と連携して行うこと』が挙げられた。

事例1の(2)「看護職は倫理的課題に気づきながらも取り組みを行っていないので、教員が学生への指導の中で、倫理的課題への取り組み方を学ぶ機会となるようにする必要がある」、事例2の(3)「施設の看護職・介護職は倫理上の課題に気づいていないため、看護倫理上

の課題への取り組みに必要な実践は、教員がモデルを示し行う必要がある」に示されるように『看護職・介護職に学生の実習指導を通して倫理的課題の取り組み方を示すこと』が挙げられた。

IV. 考察

1. 看護倫理上の課題とその課題が生じた要因の明確化の必要性

高齢者看護学実習における2つの事例に共通した看護倫理上の課題より、看護倫理上の課題とその課題が生じた要因を明確化することの必要性を述べる。

『利用者の意向・意思が尊重されておらず、個別の状態やケアニーズを充たす援助が行われていないこと』といった看護倫理上の課題が生じた要因として、看護職および介護職の倫理的感受性による影響があると考えられる。倫理的感受性とは、利用者の立場に立って今行なわれているケアは善いのか、不利益はないのか、といったことを感じ受けとめる感性であり、これは、看護職として常に高めていく努力をする必要があると考える。しかしながら、2つの事例の実習施設においてはいずれも看護職の配置人数が少なく、直接ケアする介護職の人数不足によって倫理的課題が生じる状況であった。加えて、高齢者のケアについては、尊厳や権利が侵害されやすい状況にあることが報告¹³⁾されているように、必ずしも施設で行なわれているケアが善いものとは限らない。これらのことから、倫理的感受性には介護職の人数不足、看護職よりも介護職の配置人数が多く介護職の意向が強く反映されがちなケア提供体制により作用することが示唆された。

高齢者ケア施設における実習指導においては、上述したように看護職・介護職の配置人数の特徴やケア提供体制が倫理的感受性に作用することをふまえ、高齢者の尊厳や権利を護るケアを実践できているか看護職・介護職が自らが振り返り、気づくこと、常に倫理的感受性を高める意識を持つことが必要と考える。しかしながら、これらのことが十分になされていない場合、教員は実習環境を整える教育上の観点や利用者の権利擁護という観点から、施設の看護職・介護職に倫理上の課題に気づくことを促し、倫理的感受性を高めるように疑問を投げかけ、共に取り組む姿勢を示して働きかけるといった実習環境

の調整をする必要があると考える。

『利用者の意向・意思が尊重されておらず、個別の状態やケアニーズを充たす援助が行われていないこと』といった看護倫理上の課題が生じた要因として高齢者のケアにおいて予防的視点を持ちケアを行うことが十分でないことが考えられる。倫理的感受性の低下した中で行われるケアは、高齢者の意向・意思を尊重したケアが行われないということに留まらず、生活機能の低下にも繋がる可能性が高いことが推察される。

高齢者看護領域においては、高齢者を生涯発達する人と捉え、その発達を促す看護がなされている一方で、認知機能の低下や加齢や疾病に伴う生活機能の低下によって、倫理的課題が生じやすい。加えて、経済的・社会的にも非常に弱い立場に置かれることを念頭に置き、看護実践において高齢者の権利擁護についての対応を常に考慮する必要¹⁴⁾が指摘されている。したがって、本研究においても上記のことをふまえ、看護倫理上の課題に取り組む際には倫理上の課題が生じた要因を明確化し検討することが重要であると考ええる。

2. 看護倫理上の課題に取り組むために必要な実習指導方法

1) 看護実践を通じた助言の必要性

報告した2つの事例の学生は看護倫理上の課題は判断できていたが、取り組みの方法を計画し、実施することは難しい状況にあった。看護倫理上の課題を判断していくことは、自分の価値観を明確にした上で始まる。しかしながら、学生は価値観を形成していく学習段階にあり、自分の価値判断に自信を持っていない状況にある。したがって、2事例に共通する実習指導上の課題として示された『学生の倫理的課題に関する学習状況に応じた実習指導を実習指導者と連携して行うこと』のように、教員は学生が日常生活の援助と看護倫理上の課題への取り組みの両方を考える必要性を学生が十分理解できるように看護実践を通じて助言する必要があると考える。

また、本研究において看護倫理上の課題への取り組みに向けて行った実習指導内容の情報収集や課題の整理、および教員が疑問や違和感を抱いた事象を学生とともに整理し、課題への取り組みのプロセスをともに踏むことは実習指導方法として重要であると考ええる。特に、教員は、学生が気づいた看護倫理上の課題については、学生

の収集した情報の不足を補い、包括的にアセスメントし、課題がなぜ生じているのか、どのように取り組んでいったらよいのかということを経験地の看護職・介護職と話し合い、取り組みのプロセスに責任を持って関与することが必要であると考ええる。つまり、教員は、学生に対して、看護倫理上の課題を指摘しにくいという考えを解き、学生が自分の考えを言語化し、話し合う経験を通じて、課題への取り組みに向けて専門職として、主張することに価値があることを伝える必要がある。そして、看護援助として同時に行う経験を通して学ぶことができるようにする必要がある。ただし、その際には、2事例に共通する実習指導上の課題として示された『看護職・介護職に学生の実習指導を通して倫理的課題の取り組み方を示すこと』のように、教員がロールモデルとなる必要があると考える。

2) 施設の看護職と連携した実習指導の必要性

学生が課題に気づき、取り組む方法については、先行研究において、看護倫理上の課題に取り組む能力を高めていくためにはカンファレンスや事例検討を通じて看護師同士がともに考えることができる機会や場を設けることの必要性¹⁵⁾が報告されている。また、倫理的実践を目指すには、倫理原則の適用だけでは不十分であり、倫理的な問題の解決への道筋をつけることが必要である¹⁶⁾といわれている。これらのことから、看護倫理上の課題に取り組むために必要な実習指導方法として、臨地実習において生じた看護倫理上の課題について、教員が施設の看護職と連携し、学生が課題に気づき、取り組む方法を学習できるように、話し合いの機会をもつことは教育上意義あるものと考ええる。

V. 今後の課題

本研究は、高齢者看護学実習において筆者が一連の指導に関わることができた事例を基に分析したものである。明らかにされた看護倫理上の課題に取り組むために必要な実習指導方法は、限られた事例より導かれたものであるが、看護学教育に共通する内容と考えられる。また、倫理的課題に取り組むことは、看護実践を行う上で基盤となる能力を培うものと考ええる。したがって、今後も実習を担う教員の役割として事例の分析を重ねていくことによって実習指導方法および看護学教育のあり方を追究

していく必要がある。

謝辞

本研究をまとめるにあたり承諾をして頂きました学生の方々と実習指導者の皆様に感謝致します。また、事例を分析することの意義を支持し、励まし、ご助言を頂きました宮城大学（前岐阜県立看護大学）教授小野幸子先生に深謝致します。

註) ユニット

平成15年に利用者一人ひとりの望む暮らしを支えるケア方法の一つである小規模生活単位型特別養護老人ホーム（いわゆるユニットケア）の導入が制度化され、看護職・介護職の業務を中心にしていた集団的ケアから個人の尊厳を重視した個別ケアへ転換がなされている。ユニットケアでは、これまでのフロア全体を1つのケア単位をとっていたものを10人までの少人数を1つのケア単位、ユニットとしている。

文献

- 1) 千田睦美, 高崎絹子: 高齢者・病弱者の権利とアドボカシー, 老年看護学 (高崎絹子ほか編集), 初版; 67-68, 日本看護協会出版会, 2005. (受稿日 平成21年11月12日)
- 2) Sara T. Fry, Megan-Jane Johnstone, Ethics in Nursing Practice, 1998, 片田範子, 山本あい子訳, 看護実践の倫理—倫理的意思決定のためのガイド, 第2版; 221, 日本看護協会, 2005. (採用日 平成22年2月1日)
- 3) 前掲2) 29.
- 4) 看護者の基本的責務: 日本看護協会編, 日本看護協会出版会, 2003.
- 5) 岡谷恵子: 看護業務上の倫理的問題に対する看護職者の認識: 日本看護協会 日常ぶつかる悩み調査より, 看護, 51(2); 26-36, 1999.
- 6) 小野光美, 浅井さおり, 原祥子: 老人看護学実習における倫理的課題に関する学習内容の分析, 神戸市看護大学紀要, 9; 75-84, 2005.
- 7) 川島和代, 天津栄子: 高齢者ケアにおける倫理の課題, 老年看護学, 10(2); 14, 2006.
- 8) 牛田貴子, 流石ゆり子, 亀山直子, 他: Y県下の介護保険施設に勤務する看護職が捉えた終末期 (end of-life) における意思決定の現状, 山梨県立大学看護学部紀要, 8; 9-15, 2006.
- 9) クリスティーン ボーデン, 檜垣 陽子訳, 私は誰になっていくの?—アルツハイマー病者からみた世界, クリエイツかもがわ, 2003.
- 10) 前掲6) 75-84.
- 11) 古城幸子, 木下香織, 馬本智恵: 老年看護学実習での学生の看護ジレンマ ジレンマの対処過程と教育的対応, 新見公立短期大学紀要, 25; 63-71, 2004.
- 12) 前掲2) 29.
- 13) 前掲6).
- 14) 高崎絹子, 千田睦美: 高齢者・病弱者の権利とアドボカシー, 老年看護学 (高崎絹子, 他編集), 初版; 60, 日本看護協会出版会, 2005.
- 15) 伊藤千晴, 太田勝正: 新人看護師が直面する倫理上のジレンマと看護倫理教育のニューズ—A 病院における事例を通じて—, 日本看護学教育学会誌, 18(2); 51-62, 2008.
- 16) 高田早苗: 看護倫理をめぐる議論, 平成15年版看護白書, 初版; 3-19, 日本看護協会出版会, 2003.